

佐賀県告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年四月二十三日から平成二十二年五月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更前 後の別
一般国道 四四四号	鹿島市大字三河内字深山乙 一九六四番地先から 鹿島市大字三河内字深山乙 一九六九番一地先まで	後 四四・一 一六・〇
	鹿島市大字三河内字深山乙 一九六四番地先から 鹿島市大字三河内字深山乙 一九六九番一地先まで	前 一〇・〇 九・〇
		幅員 メートル
		延長 メートル